

発注書の内容

宮下 親事業者として下請事業者に発注する場合、事業者の名称や業務委託の日付のほか、次の事項が記載された書面を渡さなければなりません。

① 具体的な委託内容：下請事業者が親事業者から委託を受けて業務を行った結果、親事業者に提供される情報成果物等の品目、品種、数量、規格、仕様など、製作された具体的な内容がわかるように正確に記載します。

また、情報成果物に著作権など知的財産権が発生する際には、その知的財産権のライセンス費用等も下請代金の中に含まれるものとして明記しておきます。

② 受領期間、受領場所、納期：製品などが納入される年月日（分納される場合は、それぞれを年月日）を記載します。

③ 検品など：下請事業者から納品された製品の検品を要する場合は、それを完了する期日を記載します。

④ 下請代金：原則として、正式単価を具体的な金額で記載します。ただし、例えば、プログラム開発など、プログラマーに従事させ、作業期間に応じて代金を支払うような場合には、次のような記述も可能です。（記載例：プログラマーの時間当たりの単価〇〇〇円×所要時間数）。

⑤ 下請代金の支払期日：成果物を受領した日から起算して六〇日以内のできる限り短い期間内とします。

⑥ 手形交付の場合：手形の金額と満期日を記載します。

⑦ 一括決済方式で支払う場合：金融機関名、貸付または支払可能額、親事業者が下請代金、債権相当額または下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日を記載します。

⑧ 原材料等を有償で支給する場合：品名、

数量、対価、引渡期日、決済期日、決済方法を記載します。

山口 なるほど。下請法が適用されるような取引の場合、口約束ではなく、きっちりとした発注書面をこれらを明らかにしておくことが必要なのですね。今回は、下請法の適用はなかったものの、あらかじめ契約書を交わして、条件をはっきりしておくべきでした。それが無い以上、支払金額も含めて、後は先方と話し合うしかなさそうですね。

宮下 そうですね。ホームページからの注文が増えない原因が、一〇〇%そのコンテンツ会社を作ったホームページのシステムにあるとも言えきれないようにも思います。注文数が思ったほど増えずにがっかりされるお気持ちはいよくわかりますが、まずは話し合いの場をもたれるところから始められるとよいかと思えます。

山口 今日はどうもありがとうございます。



知的財産権制度 Q & A

Q. 自社の技術を社内で秘密にしておくノウハウがありますが、ノウハウと特許権等との違いを教えてください。

A. 特許権等は、発明を公開する代償として発明の実施を独占することができ、一方、ノウハウは技術を秘匿して実施するものです。なお、両者共に実施の許諾（ライセンス）の対象になります。特許権等とノウハウ管理にはそれぞれ一長一短があります。特許権等は発明を実施する権利を専有できる、安定した権利であるというメリットがありますが、発明の内容等が世界中に公開されるため模倣され易いこと（権利は国毎なので、日本で権利を取得しても海外での模倣を排除できません）、権利期間が有限であること、各国ごとに権利を取得し維持するためには多額の費用がかかることなどのデメリットもあります。一方、ノウハウとして保護するためには、特段の費用、手続きは不必要であり、秘密に管理している限り保護期間の定めがありません。しかし、ノウハウであることを主張するためには厳格な管理が必要です。ただし、他社がそのノウハウと同一の技術を独自に開発し後から特許権を取得してしまう場合があります。その場合でも、特許出願する前からその技術について事業を実施していたり、事業化に向けて準備していれば、特許権者の許諾なく事業を継続できる先使用権制度があります。

〔補足説明〕

特許発明を実施する際には、特許権に加えノウハウも必要な場合が多く、ライセンスにおいても、特許権とともにノウハウが契約対象とされるケースが少なからずあります。特許権とノウハウを組み合わせ活用することが大切です。

○先使用権制度について…他社の特許出願の前から、同じ内容の発明の実施である事業やその準備をしていた者については、他者が特許権を取得していたとしても特許権者の許諾なく事業を継続できる制度です。特許権の侵害を主張されても対抗できるように（先使用権の抗弁ができるように）、先使用の立証のための証拠を保管しておくことが必要です。このような場合の対処法等の詳細につきましては、「先使用権制度ガイドライン（事例集）」（特許庁編）が参考になります。

URL:http://www.jpo.go.jp/shiryous/s_sonota/senshiyouken.htm

（参考）特許とノウハウ

特許

- 特許庁に出願、登録が必要
- 権利期間は有限
- 取得・維持費用が必要
- 公開されるため、技術漏出や模倣の恐れあり
- 権利期間中は実施権を専有（権利が安定）

ノウハウ

- 特段の手续不要
- 期限は制限なし
- 秘密管理が必要
- 秘匿しているため漏出、模倣が生じにくい
- 第三者が独自開発したり、不特定者に知られると権利性なし（他社の特許化による実施の制約が発生）

ケースバイケースで考える